

# 加賀市ガーデンシティ推進団体支援実施要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、加賀市内において花や緑によりもてなすまちづくりを進め、暮らしの中で育んできた風景を楽しみながら、市民・地域・事業者・行政等の連携による取組みをひろげ、ゆとりある都市の魅力をアピールする活動を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (団体等)

第2条 花や緑を活かした、景観まちづくりに賛同する団体や個人を「加賀市もてなしガーデナー」（以下、「もてなしガーデナー」という。）という。

2 もてなしガーデナーは、次の各号により構成する。

(1) 花と緑のもてなし活動団体

商店街や地区等で緑化若しくは緑地保全活動（以下、「緑化活動」という。）の場をもち、実践している又は実践しようとする団体

(2) 花と緑のもてなしサポーター

緑化活動を実践している若しくは実践しようとする個人、又は地域を限定せずに緑化活動を実践している若しくは実践しようとする団体

## (登 録)

第3条 市長は、次の各号のいずれかを行うもてなしガーデナーを登録する。

(1) 加賀市内の公園、緑地、道路、地域等において緑化活動を行なう

(2) 市が推進する緑化活動を行なう

(3) 前各号を推進するための普及、啓発活動を行なう

2 登録を希望するもてなしガーデナーは、登録申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査の上、登録を認めるときは登録証を交付する。

## (登録の変更)

第4条 もてなしガーデナーは、登録の内容に変更が生じた場合、登録変更申請書（様式2）を市長に提出するものとする。

## (登録の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を抹消する。

(1) もてなしガーデナーが、登録を辞退するとき

(2) もてなしガーデナーが、公益に反する行為を行ったとき

- (3) もてなしガーデナーの緑化活動が、加賀市ガーデンシティ構想の理念と合致しなくなったとき

**(支援内容)**

第6条 市長は、もてなしガーデナーに対し次の各号の支援を行なう。

- (1) 緑化講習会等の開催支援
- (2) 花苗・樹木等及びそれらの育成に要する資材等並びに花壇又はプランター等の資材の提供又はグレードアップ支援
- (3) 活動内容の広報
- (4) もてなしガーデナーと公共施設管理者等関係機関の連絡調整
- (5) 情報交換できる環境の構築
- (6) もてなしガーデナーの表彰
- (7) 花や緑の空間作りに活かせる地域資源調査やマップ作り等による意識醸成支援
- (8) その他、緑化活動に必要な支援

**(情報の公表)**

第7条 市長は、花や緑による景観まちづくりの啓発普及を目的として、登録されたもてなしガーデナーの緑化活動に関する情報を、もてなしガーデナーの了承を得た上で公表することができる。

**(その他)**

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。